

一從諸國松前渡海之輩對夷人商賣堅禁止之事

一無子細而松前令渡海賣買候者有之候は、急度可致注進事

附蝦夷之人義、雖往來何處、可爲其心次第事、

一對蝦夷人、非分之義、不可申掛事

右之條々可相守之、若於違犯之族者、任當家代々先例之旨、速可處嚴科者也、

寛文四年

〔東遊雜記^{十三}〕扱松前に上りしに、案外なる事にて、其屋宅のきれいな事、都めきし所にて、左右の町屋表をひらき、床に花をいけ、金銀の屏風を立、毛氈を敷ならべ、御巡見使御馳走の體と見へ、貴賤の男女千體佛の如く、扱拜見に出し、風俗容體衣服に至る迄も、上方筋の人物に少しもおとらぬ、秋田津輕の邊鄙の惡所をもすぎ、僅かなる海里を渡りて、かゝる上々國の風俗あらんとは、風聞にても聞ざりしゆへに、壹人もあきれざるもの更になし、

〔蝦夷實地檢考錄〕箱館

箱館、古名ウシヨムケモシリといふ、地名考にウシヨロと同語とし、灣也と解は牽強なるべし、按に海潮受にて、ウケをムケといふは通音也、方言モは又の義、シリは地角の義、モシリハ俗語飛鳥といふが如し、抑此地往古は磐石の火山にて、煨燼したる處なれば、山中燒塙皆燻灼の痕みゆ、知内嶺の奥にも火山の痕殘れり、惠山駒嶽と必火脈を通せしなるべし、其大に燒出たる時より、海をも填て地容一變して、其以來いよ／＼壤土も擴まれるか、往古は蟹戸のみ住けらし、文安二年乙丑、龜田郷の領主河野加賀守政通、城を此地に築て移る、其時土を穿て筐筥を得たり、其中鐵器有しとぞ、箱館の名は是より創れり、河野は藤原氏從五位上尾張守某の胤といふ、河野の族は越智氏なるべき、藤原なるか未詳ならず、政通初龜田郷を領し、後箱館に徙る、長祿元年丁丑五月、大に蝦夷と戰